

II. 学会認定・臨床輸血看護師制度規則（抜粋）

（学会認定・臨床輸血看護師制度指定研修施設）

第6条 学会認定・臨床輸血看護師育成のために適當と認めた施設（病院）を、学会認定・臨床輸血看護師制度指定研修施設（以下研修施設と略す）として認定する。
研修施設には学会認定・臨床輸血看護師が勤務していることが望ましい。

第7条 前条の研修施設の指定条件は、学会認定・臨床輸血看護師制度施行細則に定める。

第8条 協議会は認定した施設に対して、「学会認定・臨床輸血看護師制度指定研修施設認定証」を交付する。認定証の有効期間は5年とする。

第9条 研修施設は5年ごとに更新の手続きをしなければならない。

第10条 研修施設は次の場合に認定が解除される。

1) 第7条に該当しなくなったとき

2) 研修施設の認定を辞退したとき

III. 学会認定・臨床輸血看護師制度施行細則

（学会認定・臨床輸血看護師制度指定研修施設の基準）

第2条 研修施設は、臨床輸血に関する教育指導体制がとられて、適正な輸血医療の全般を取得でき、研修に関する要員、設備、機器、図書が十分でなければならない。

2. 研修施設は、次の条件を必要とする。但し「ニ」は望ましい条件とする。

1) 病院

イ. 常勤の輸血認定医がいること。

ロ. 輸血療法委員会またはそれに相当する組織があること。

ハ. 輸血部（室）があり、輸血検査および製剤保管管理を一括して行っていること。

ニ. 学会認定・臨床輸血看護師が勤務していること。

2) 外国における施設

審議会が適當と認めた施設

（研修施設の認定および認定更新）

第3条 研修施設の認定および認定更新については、施設認定委員会で検討し、
審議会の審議に基づいて当該施設に委嘱し、協議会が認定証を交付する。

VI. 学会認定・臨床輸血看護師制度研修施設

本協議会は規則第6条にいう学会認定・臨床輸血看護師育成のために適當と認めた施設を研修施設として認定する。研修施設は本協議会が認定した医療機関で、資格取得希望受験者の義務である施設研修教育を担うものとする。

研修施設の選定事務は、施設選定委員会が行う。

研修施設については別に告示する。